

年金からの保険料(税)支払いに関する Q & A

(国民健康保険関係)

- Q 1 なぜ保険料(税)を年金から支払わなければならないのか。
- Q 2 市区町村によって、年金からの保険料(税)支払いを実施する所としない所があるが、どういうことなのか。
- Q 3 同じ市区町村に住んでいるのに、年金から保険料(税)を差し引かれる人と差し引かれない人がいるが、どういうことなのか。
- Q 4 4月から社会保険に加入し、国民健康保険から外れたのだが、4月分の年金から国民健康保険料(税)が徴収されていた。どういうことか。
- Q 5 これまで、夫婦で国民健康保険に加入していたが、4月から配偶者が国民健康保険から長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に移った。4月分の年金から国民健康保険の保険料(税)が差し引かれていたが、配偶者が抜けた後の国民健康保険の保険料(税)はどうなるのか。
- Q 6 年金から徴収された保険料(税)が、これまでより高くなっているが、どうなっているのか。
- Q 7 年金から保険料(税)をこんなに引かれると、生活ができない。どうしたらいいのか。
- Q 8 昨今の年金記録の問題で、年金がまともに支払われないのに、保険料(税)だけは差し引くというのは問題ではないか。

年金からの保険料(税)支払いに関するQ & A (国民健康保険)

問1 なぜ保険料(税)を年金から支払わなければならないのか。

(答)

- 1 これまで、国民健康保険の保険料又は保険税(以下「保険料(税)」という。)は、被保険者の皆様に納付書や口座振替等の方法により、お支払いいただいておりますが、平成20年4月より、65歳から74歳までの国民健康保険に加入している世帯の世帯主の方が受給されている年金から保険料(税)をお支払いいただく仕組みを新たに設けることとなりました。
- 2 この保険料(税)を年金からお支払いいただく仕組みは、
 - ① 被保険者の皆様に、個別に金融機関等の窓口でお支払いいただくなどの手間をおかけしないようにすること
 - ② 保険料(税)を確実に納めていただくことによって、助け合いの仕組みである保険に加入する他の方々の保険料(税)の負担が増すことのないようにすること
 - ③ 保険料(税)の徴収に係る行政の余分なコストを省くことを趣旨として設けておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

問2 市区町村によって、年金からの保険料(税)支払いを実施する所としない所があるが、ということなのか。

(答)

- 1 市区町村は、原則として、4月より、保険料(税)を年金からお支払いいただく仕組みを導入することになっています。
- 2 しかしながら、市区町村によっては、保険料(税)を徴収するシステムの改修にもう少し時間がかかるなどといった理由から、市区町村の判断により、年金から保険料(税)をお支払いいただく仕組みを、10月やそれ以降から実施する所もあります。
- 3 さらに、国民健康保険では、市区町村の判断により、「被保険者数が少ない」、「すでに保険料(税)の収納率が十分高い」などの場合には、年金から保険料(税)をお支払いいただく仕組みを導入しないことができることになっております。
- 4 ただし、こうした取扱いは、法律に基づき、あくまでも例外的に認められているものです。
- 5 なお、1年間にお支払いいただく保険料(税)額は、年金からお支払いいただくかどうかで変わるものではありません。

問3 同じ市区町村に住んでいるのに、年金から保険料(税)を差し引かれる人と差し引かれない人がいるが、どういうことなのか。

(答)

1 国民健康保険では、若い方の保険料(税)が年金から差し引かれることのないよう、世帯内の国民健康保険の被保険者が、世帯主も含め65歳から74歳までだけの世帯の世帯主の方に年金からお支払いいただくこととしています。世帯内に65歳未満の国民健康保険の被保険者の方が1人でもいる場合には、年金からはお支払いいたしません。

(同じ世帯に長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の被保険者である75歳以上の方がいる場合や、65歳未満の方がいても、その全員が会社の健康保険に加入している場合は、年金からのお支払いの対象になります。)

2 このうち、対象となる世帯主の方は、

- ① 年金額が年額18万円以上の方で、
- ② 介護保険料と国民健康保険料(税)を合わせた額が年金額の2分の1を超えない方です。

3 さらには、市区町村の判断で、「口座振替による保険料(税)の納付を続けていて、滞納がない方」や「年度内に75歳になる方で、切り替え手続きに手間がかかるため、普通徴収のほうが適当と判断される方」などは、年金からのお支払いの対象としないこともできることになっております。

※ 個々の市区町村の判断に応じて、丁寧に説明してください。

問4 4月から社会保険に加入し、国民健康保険から外れたのだが、4月分の年金から国民健康保険料(税)が徴収されていた。どういうことか。

- 1 4月に支払われる年金からの保険料(税)のお支払いについては、既に市区町村から年金保険者に対して、依頼をさせていただいております。
- 2 年金保険者への依頼後、お問い合わせのような被保険者の皆様のご事情などにより、年金からのお支払いの対象ではなくなった場合、市町村から速やかに年金保険者に徴収の中止の依頼を行うことになっておりますが、対象から除外する事務にどうしても一定の時間がかかりますので、4月に支払われる年金からのお支払いを止めることはできませんでした。
- 3 お支払いいただきすぎた保険料(税)につきましては、速やかに還付手続きを行いますので、〇〇課(係)の窓口にご相談ください。

問5 これまで、夫婦で国民健康保険に加入していたが、4月から配偶者が国民健康保険から長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に移った。4月分の年金から国民健康保険の保険料(税)が差し引かれていたが、配偶者が抜けた後の国民健康保険の保険料(税)はどうなるのか。

(参考) 高齢夫婦世帯の制度導入後の姿

① 夫75歳未満(世帯主・国民健康保険)、妻75歳以上(長寿医療制度(後期高齢者医療制度))と設定した場合

→ 世帯主である夫のみ国民健康保険に加入しているため、65歳以上の場合は、年金からの徴収の対象となる。

② 夫75歳以上(世帯主・長寿医療制度(後期高齢者医療制度))、妻75歳未満(国民健康保険)と設定した場合

→ 夫は世帯主だが、国民健康保険の被保険者ではないため、国民健康保険の保険料(税)は年金からの徴収の対象とならない。別途、本人の長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の保険料が年金からの徴収の対象となる場合がある。

※問い合わせがくるのは、主として①のケースと考えられる。

(答1) ①のケースの照会の場合

- 1 配偶者の方が75歳以上の場合、配偶者の方は長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の被保険者になりますので、配偶者ご自身の所得に応じた保険料をお支払いいただくこととなります。
- 2 あなた様ご自身は、国民健康保険の被保険者のままです。保険料(税)は、ご自身の所得に応じて、お支払いいただくこととなり、65歳から74歳までの世帯主としてご自身だけが国民健康保険に加入しているのであれば、年金からのお支払いの対象となります。
- 3 国民健康保険の保険料(税)については、所得の低い方々を対象に、世帯の人数や所得に応じた軽減の仕組みを設けており、過大な負担とならないよう配慮しているところですが、これまで国民健康保険に加入されていた方が長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に移ることによって、軽減措置が受けられなくなり、急にご負担が増えることのないよう、世帯構成や世帯の皆様の所得が変わらなければ、従来と同様に軽減をおこなえるよう、配慮しているところです。

- 4 なお、配偶者の方が、年額18万円以上の年金を受給し、介護保険料と長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超えない場合は、別途配偶者の方の年金から長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の保険料をお支払いいただくこととなります。

（答2）②のケースの照会の場合

- 1 ご自身が75歳以上の場合は、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の被保険者になりますので、ご自身の所得に応じた保険料をお支払いいただくこととなります。この場合、ご自身が、年額18万円以上の年金を受給し、介護保険料と長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超えない場合は、別途ご自身の年金から長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の保険料をお支払いいただくこととなります。
- 2 一方、配偶者の方は、国民健康保険の被保険者のままです。保険料(税)は、配偶者ご自身の所得に応じて、世帯の世帯主であるあなた様ご自身にお支払いいただくこととなります。この場合、ご自身は国民健康保険の被保険者ではないため、配偶者の方の分の国民健康保険の保険料(税)については、年金からのお支払いの対象となりませんので、納付書や口座振替の方法によりお支払いいただくこととなります。
- 3 なお、国民健康保険の保険料(税)については、所得の低い方々を対象に、世帯の人数や所得に応じた軽減の仕組みを設けており、過大な負担とならないよう配慮しているところですが、これまで国民健康保険に加入されていた方が長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に移ることによって、軽減措置が受けられなくなり、急にご負担が増えることのないよう、世帯構成や世帯の皆様の所得が変わらなければ、従来と同様に軽減をおこなえるよう、配慮しているところです。

問6 年金から徴収された保険料(税)が、これまでより高くなっているが、どうなっているのか。

- 1 平成20年4月、6月、8月分の年金からお支払いいただく保険料(税)額(「仮徴収額」といいます。)は、基本的に、平成19年度の保険料(税)額の6分の1(2ヶ月分)ずつの額となります。

※ 例外的に平成19年度の保険料(税)額を用いず仮徴収額を算定する場合には、別途丁寧に説明してください。

- 2 これまでの保険料(税)は、毎年度〇月から翌年3月までの▲回の納期で納めていただいておりますが、年金からのお支払いは年6回となりますので、1回の年金ごとにお支払いいただく額は多くなっておりますが、昨年度から所得や国民健康保険の世帯構成が変更なければ、一年度に納めていただく額はほとんど変わりません。

※ 納期の回数に応じて、丁寧に説明してください。

※ 料率や算定方式が変更になっている場合は、別途説明してください。

問7 年金から保険料(税)をこんなに引かれると、生活ができない。どうしたらいいのか。

(答)

- 1 平成20年4月、6月、8月分の年金からお支払いいただく保険料(税)額(「仮徴収額」といいます。)は、基本的に、平成19年度の保険料(税)額の6分の1(2ヶ月分)ずつの額となりますが、昨年度から所得や国民健康保険の世帯構成が変更なければ、一年度に納めていただく額はほとんど変わりません。
- 2 また、世帯主の方で、長期の入院をされていて働けない方、事業の失敗や災害にあった方、または、年金額が低く、生活にお困りの方については、保険料(税)を支払えない特別の事情がある方として、保険料(税)の減免制度が適用される場合もありますので、〇〇課(係)の窓口にご相談ください。

問8 昨今の年金記録の問題で、年金がまともに支払われないのに、保険料(税)だけは差し引くというのは問題ではないか。

1 現在、公的年金（国民年金・厚生年金）の加入・納付記録に関し、住民の皆様にご多大なご心配をおかけし、公的年金制度への信頼を揺るがしかねない状況を招いていることにつきまして、社会保険庁が深くお詫びするとともに、正しい年金が支払われるよう、政府を挙げて全力で解決に向けて取り組んでいると承知しております。

2 国民健康保険の保険料(税)の年金からの徴収は、あくまで、被保険者の皆様に、個別に金融機関等の窓口でお支払いいただくなどの手間をおかけしないようにすることなど、被保険者の皆様への配慮という観点から行うものでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

*参考（具体的な社会保険庁での取組みについて）

社会保険庁では、基礎年金番号に結びついていない約5000万件の記録について、平成19年11月からコンピュータによる名寄せ作業を開始し、その結果、皆様の基礎年金番号の記録と結びつく可能性のある記録が出てきた方に、昨年12月から平成20年3月までの間に「ねんきん特別便」をお届けしております。

さらに、名寄せに該当しなかった年金受給者・被保険者の方には、平成20年4月から10月までの間に、順次、加入履歴のお知らせをお送りし、ご家庭で皆様の年金記録を確認していただけるようにしております。

また、「ねんきん特別便」のほかに、各都道府県に総務省が「年金記録確認第三者委員会」を設置しており、年金記録の確認について、社会保険庁側に記録がなく、御本人も領収書等の物的な証拠を持っていない事例について、御本人の立場に立って、申立てを十分にくみ取り、記録訂正に関して公正な判断を示すなど、現在、社会保険庁を始め、政府を挙げて問題の解決に取り組んでおります。